

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金及びこども加算について

1 報告趣旨

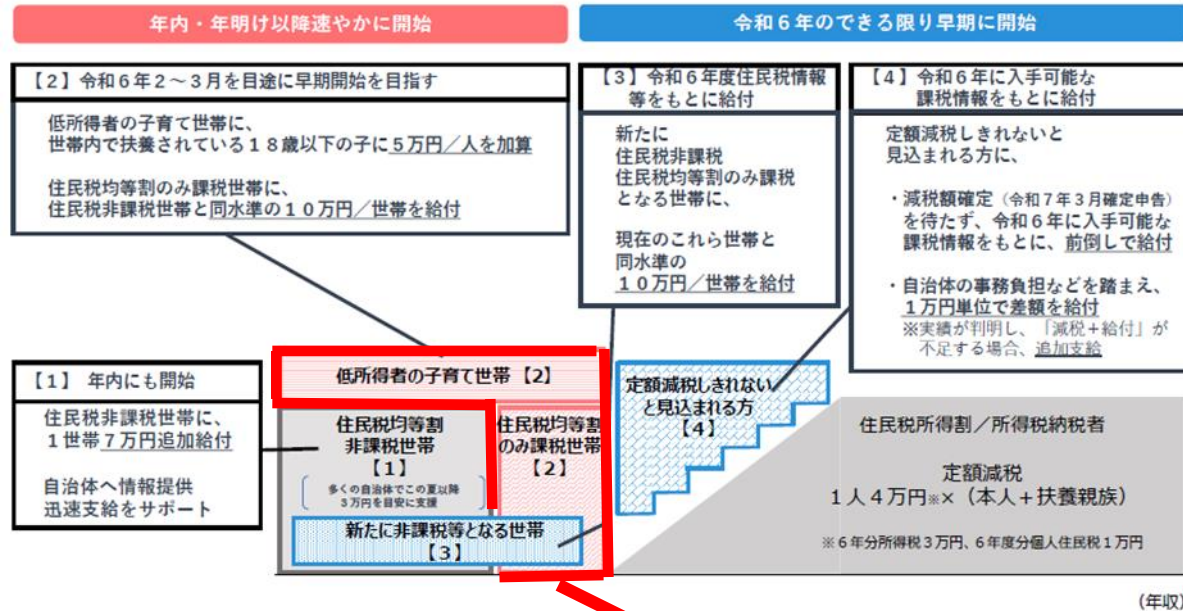
エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けている市民の生活や暮らしを支援するため、国からの要請により、住民税非課税世帯への臨時特別給付金に加え、新たに住民税均等割のみ課税世帯への給付及び18歳以下の児童がいる住民税非課税世帯等に対するこども加算を支給する。このことから、事業の執行に要する経費を緊急に措置する必要が生じ、令和6年(2024年)1月22日付で地方自治法第179条第1項規定に基づき、市長による補正予算の専決処分を行ったため、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 給付金の内容

区分	住民税均等割のみ課税世帯	こども加算
給付額	1世帯あたり 10万円	児童1人当たり 5万円
基準日	令和5年(2023年)12月1日	
給付対象者	・令和5年度(2023年度)住民税所得割が課されない者のみで構成される世帯(住民税均等割非課税世帯を除く) 約10,000世帯	・左記の世帯及び令和5年度(2023年度)住民税均等割が非課税である世帯
加算対象となる児童の範囲		18歳以下の児童 約12,000名 (平成17年(2005年)4月2日生まれ以降)
給付開始時期	令和6年(2024年)3月	
概算事業費	10億円	6億円
補正予算額	16億4,300万円(全額国庫支出金)	

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の全体像（国資料）

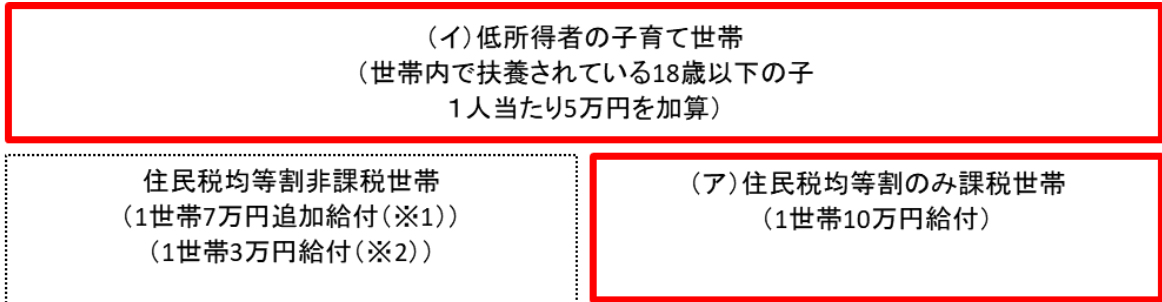


(2) 補正予算の対象となる給付金

ア 住民税均等割のみ課税世帯への給付

イ こども加算

※基準日（令和5年（2023年）12月1日）の翌日から令和6年（2024年）4月1日までに出生した児童についても、こども加算の対象とする。



※1 令和5年11月(追加)補正予算で計上済

※2 令和5年6月補正予算で計上し、3万円支給済

(3) 今後のスケジュール

- ア 市民周知 広報はちおうじ2月15日号、ホームページ
- イ 対象世帯への通知 2月下旬